



## 申告会場へお越しいただく場合のお願い

医療費控除の明細書と収支内訳書は事前に記入した物をお持ちください。

## 申告時の持ち物

この表は一例です。  
不明な点は市税務課または巻税務署までお問い合わせください。

対象項目	持ち物・必要書類	備考
申告者全員	申告書または申告のお知らせはがき(送られてきた人)、マイナンバーおよび本人確認ができる書類(例1 マイナンバーカード 例2 マイナンバー通知カード+運転免許証 など)	・前年、市・県民税の申告をした人には、1月下旬に市・県民税申告書を発送 ・申告のお知らせはがきは、巻税務署より該当の人に発送
給与・年金所得者	源泉徴収票	1年間に受給したすべてのもの
営業・農業・不動産所得者	収支内訳書(記入済みのもの)	記入方法が分からない人は、巻税務署へ問合せ(☎0256・72・2355)
一時所得者・雑所得者	収入および経費の分かる書類	—
社会保険料控除	国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料(※1)などの支払証明書	国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の「納入済額のお知らせ」は1月下旬に発送(※2)
医療費控除	医療費控除の明細書(記入済みのもの)・医療費通知書・おむつ使用証明書(※3)など	・領収書の内容は、事前に医療費控除の明細書へ記入が必要 ・用紙は国税庁HPまたは、巻税務署・市税務課窓口にて配布
生命保険料控除	保険料の支払証明書	—
地震保険料控除	—	—
障害者控除	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害者控除対象者認定書(※4)など	—
住宅借入金等特別控除	年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書・年末残高等証明書	適用1年目の人は、巻税務署で申告
寄附金控除	寄附金の証明書など(ふるさと納税の場合は、特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書でも代用可能)	<b>【要注意】</b> ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人でも、他の控除などのため申告する人は証明書が必要
所得税の還付申告者	振込を希望する預貯金口座が分かるもの	申告者本人名義の口座に限る

- ※1 国民年金保険料に関する問合せ 三条年金事務所 ☎0256・32・2239  
 ※2 「納入済額のお知らせ」に関する問合せ 収納課 管理係(市役所2階4番窓口) ☎0256・77・8155  
 ※3 医師の発行する「おむつ使用証明書」以外でも、次の①～③のすべてに該当する人には申請により市が証明書を発行します。  
 ① おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である。  
 ② 介護保険主治医意見書で、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がB1～C2(寝たきり)である。  
 ③ 介護保険主治医意見書に尿失禁の発生可能性「あり」の記載がある。  
 ※4 基準日時点で介護認定を受けていて、一定要件に当てはまる方へ、1月末に「障害者控除対象者認定書」をお送りしました(身体障害者手帳1級・2級等をお持ちの人にはお送りしません)。なお、令和4年中に燕市へ転入した人は申請が必要です。  
 ※3・4 問合せ・発行窓口 長寿福祉課 介護保険係(市役所1階28～30番窓口) ☎0256・77・8177

## 自宅からスマホ・パソコンで利用できる e-Tax・スマホ申告が便利です

確定申告会場に向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナンバーカード読み取り対応のスマホまたは、ICカードリーダーライターを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。  
感染防止の観点からも、ぜひ、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、自宅からe-Taxをご利用ください。

- 問合せ ●確定申告などに関する内容  
 国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください  
 ●e-Tax・作成コーナーの操作などに関する内容  
 「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」☎0570・01・5901 平日(祝日を除く)



## 申告会場① 市役所1階 つばめホール

- 受付時間 2月16日(木)～3月15日(水)(土・日曜日・祝日を除く) 午前8時30分～午後4時
- 問合せ 税務課 市民税1係(市役所2階5・6番窓口) ☎0256・77・8142
- 受付方法 ホームページ、または市役所つばめホール

### 申告相談の注意点

- 番号券は市役所つばめホールでは午前8時15分ころから、ホームページでは午前8時20分ころから配布します。  
※番号券配布時間より早くお越しになるのはご遠慮ください。
- 休日申告相談を3月5日(日)に行います(受付時間は午前8時30分～11時まで)。  
※3月5日(日)のみホームページも午前8時15分ころから番号券を配布します。
- 混雑状況に応じて、受付時間内でも早めに締め切る場合があります。
- 記入済みの申告書は、申告期間中、市役所つばめホールおよび税務課にて提出できます(申告書の用紙は、各窓口に3月15日(水)まで用意しています)。
- 申告期間中は税務課窓口での申告相談はできません。

市ホームページから受付を行った場合は、市役所つばめホールの受付で番号が表示されたスマホなどを係員に提示してください。パソコンで受付した場合は、画面の印刷や撮影した写真をお持ちください。



★次のいずれかに当てはまる場合は「新潟市巻ふれあい福祉センター」で申告・相談をしてください

- ① 土地建物や株式の譲渡所得、先物取引の所得、特定口座からの配当所得、繰越損失がある人
- ② 住宅借入金控除適用の1年目の人
- ③ 雑損控除の適用を受ける人
- ④ 令和3年分以前の申告をする人
- ⑤ 青色申告をする人
- ⑥ 所得税の寄附金税額控除の適用を受ける人
- ⑦ 亡くなった人の申告をする人

## 申告会場② 新潟市巻ふれあい福祉センター(新潟市西蒲区巻甲4363・巻税務署向かい)

- 受付時間 午前9時～午後4時
- 問合せ 巻税務署 ☎0256・72・2355(自動音声案内)

期間	対象	申告会場
2月13日(月)まで	還付申告の人	巻税務署庁舎
2月14日(火)～3月15日(水) この期間、巻税務署での受付は行っていません	全ての人	新潟市巻ふれあい福祉センター

【いずれも土・日曜日・祝日を除く】

【贈与税の申告相談は、2月1日(火)から受け付けます】

	確定申告と納税の期限	振替納税をご利用の場合の振替日
令和4年分所得税および復興特別所得税・贈与税	3月15日(水)	4月24日(月)
個人事業者の令和4年分消費税および地方消費税	3月31日(金)	4月27日(木)

国税庁LINE公式アカウントはこちら



- 入場には、当日配布または、国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した「入場整理券」が必要です。
- 申告会場での感染症対策、検温などへのご協力をお願いします。
- スマートフォンをお持ちの人は、感染症対策として自身のスマートフォンで確定申告書の作成をお願いします。
- 申告書の送信には、マイナンバーカードおよび3種類の暗証番号(※)またはIDパスワード方式の利用者識別番号の通知および暗証番号が必要となりますので事前にご用意ください。

※マイナンバーカードの発行時に設定した①署名用電子証明書パスワード(英数字6桁から16桁)②利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)③券面事項入力補助用パスワード(数字4桁)